

# 定期監査結果報告書

## 1 監査の対象及び範囲

財務部、会計室、検査官及び農業委員会の所管に属する平成25年4月1日から平成25年10月31日までに執行された財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

## 2 監査実施の期間

平成25年11月26日から平成26年1月30日まで

## 3 監査の方法

監査にあたっては、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、それぞれ抽出により関係帳簿、関係書類等の調査を行うとともに、職員から説明を聴取した。

## 4 監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の執行に関する事務
- (7) その他経営に係る事業の管理

## 5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について、次のような改善を要する事例が認められたので、所要の措置を講じられたい。なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

### 【指摘事項】

#### (1) 随意契約手続における根拠条文の明記について（財務部）

随意契約によることができるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に掲げる場合である。委託契約における委託業務施行何書等で、随意契約の理由は記載してあるものの、根拠条文の明記がないものが見受けられた。

各部局に改めて周知をし、随意契約に係る根拠条文の明記の徹底を図られたい。

#### (2) 長期継続契約に係る契約保証金について（財務部）

長期継続契約事務要領（以下「要領」という。）5（5）において、契約期間に対応す

る契約金額の総額を、長期継続契約に係る契約保証金の算定基礎とする旨が規定されている。しかし、現在は、単年度に対応する契約金額を算定基礎とした運用に変更されている。

当該運用の変更との整合性がとれるように、要領を改正されたい。

(3) 加西市財務規則第8章第2節の規定の表記について（会計室）

加西市財務規則（以下「財務規則」という。）第128条において、「債権の担保として徴し、又は法令の規定により、市が保管する現金又は有価証券で、市の所有に属しないもの」を雑部金としている。一方で、『新版 逐条地方自治法 第5次改訂版』松本英明著学陽書房880頁においては、法令の規定によらないで市が保管する現金を指して雑部金としている。

財務規則第8章第2節の規定は、地方自治法第235条の4（現金及び有価証券の保管）における歳入歳出外現金及び有価証券に関するものであるので、規定の表記について検討の上、改正されたい。

**【意見・要望事項】**

公営企業会計に対する繰出金に係る科目について（財務部）

一般会計から公営企業会計への繰出金のうち企業債償還元金に充てられるものについて、一般会計においては負担金、補助及び交付金として支出されているが、下水道事業会計では剰余金として、病院事業会計では資本金として会計処理されている。

科目の整合性がとれるように、各事業と協議されたい。

以 上